

「au ポイントプログラム (KDDI)」 利用規約

第 1 条 (au ポイントプログラム(KDDI))

1. au ポイントプログラム(KDDI) (以下「本プログラム」といいます) とは、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社 (以下併せて「当社」といいます) が、au ポイントプログラム(KDDI)利用規約 (以下「本規約」といいます) に従って、本プログラムの対象者 (以下「会員」といいます) に対し、au ポイント (以下「ポイント」といいます) 並びにその他特典を提供するプログラムです。
2. 本プログラムは、本規約の他、当社が別途定める諸条件 (以下「個別条件」といい、本規約と個別条件とを併せて以下「本プログラム提供条件」といいます) に基づき実施、運営されます。なお、本規約の内容と個別条件の内容が矛盾する場合は、個別条件の内容が優先するものとします。

第 2 条 (会員)

1. 次のいずれか一つ以上に該当する方が本プログラムの会員となります。
 - (1)Club au 規定で定める会員 (以下「au サービス会員」といいます)。
 - (2)FTTH サービス契約約款、電話サービス等契約約款、インターネット接続サービス契約約款に基づき提供するサービス等 (ただし、当社が別途指定する法人向けサービスを利用している場合は除きます。以下「KDDI 電話・ネット等サービス」といいます) の利用契約者 (以下「KDDI 電話・ネット等会員」といいます)。
 - (3)au でんき需給約款もしくは au でんき供給約款に基づき提供する au でんきサービス、またはケーブルプラスでんき需給約款に基づき提供するケーブルプラスでんきサービス (以下併せて「電気サービス」といいます) の利用契約者 (以下 au でんきサービスの利用契約者を「au でんき会員」といい、ケーブルプラスでんきサービスの利用契約者と併せて「au でんき等会員」といいます)。
2. 前項各号のいずれか一つ以上に該当する方であっても、再販事業を目的として au 通信サービス、KDDI 電話・ネット等サービスまたは電気サービスを第三者に使用させている場合については、本プログラムの会員にはなれません。
3. 当社は、第 8 条に基づき会員を本プログラムから退会させることがあります。
4. 会員は、本プログラム提供条件を遵守するものとします。

第 3 条 (ポイントの付与・保有)

1. ポイント付与特典

○ (1) マンスリーポイントの付与

当社は、会員の以下に定めるサービス等（以下「ポイント換算対象サービス」といいます）に係る月額料金等（ただし、当社が別に定めるものに限ります。以下「ポイント換算対象料金」といいます）の額に応じて、以下に定める計算方法に基づき、会員にポイント（以下「マンスリーポイント」といいます）を付与します。ただし、ポイント換算対象料金のうち付与の対象となる金額に満たない金額については切り捨てるものとし、当該金額にマンスリーポイントは付与しません。また、ポイント換算対象料金の金額に割引の適用がある場合には、割引適用後の金額に応じてマンスリーポイントを付与します。

- (a) KDDI 電話・ネット等サービスのうち、マイライン、ADSL one および au one net（ADSL・ダイヤルアップのみ。いずれも個人契約の場合に限ります）に係る料金 1,000 円につき、10 ポイントを付与
- (b) au 通信サービス（次の(c)の場合を除きます）および KDDI 電話・ネット等サービスに係る料金（ただし、いずれも法人契約の場合に限ります）1,000 円につき、10 ポイントを付与
- (c) au 通信サービスの料金（ただし、2010 年 2 月 8 日以前に、「au 買い方セレクト」の「フルサポートコース」または「シンプルコース」のうち「シンプルプラン」以外のプランをご契約の法人契約の場合に限ります。なお、2010 年 2 月 9 日以降に、再度 au 買い方セレクトをご契約の場合は(b)に該当するものとします)

〈PacketWIN シングルサービス以外〉

ポイント換算対象料金の請求額/月	付与ポイント
1,000 円以上～5,000 円未満の場合	1,000 円につき、40 ポイントを付与
5,000 円以上～10,000 円未満の場合	1,000 円につき、50 ポイントを付与
10,000 円以上の場合	1,000 円につき、70 ポイントを付与

〈PacketWIN シングルサービス〉

1,000 円につき、40 ポイントを付与

○ (2) その他ポイント付与特典

上記マンスリーポイントの他、別途当社の指定する条件に該当する会員に対して、ポイントを付与（当社とポイント交換の提携をしている会社が付与するポイントを、本プログラムのポイントまたは当社が別途発行する Ponta ポイントまたは、株式会社ロイヤルティマーケティング社が発行する共通ポイント

Ponta ポイントへ交換することを含みます) することがあります。この場合の付与条件等は、本プログラム提供条件の他、別途当社のホームページ等に記載します。

2. ポイントの付与条件・保有上限

- 2.1.当社は、付与されるポイント数を、以下の条件で会員にポイントが付与します。ただし、会員が第5条第1項で定める条件に該当する場合は、ポイントを第5条の各項に従い付与するものとします。
- (1)au 通信サービス並びに KDDI 電話・ネット等サービスのうち、au ひかり、au ひかり ちゅら、および au one net (ADSL、ダイヤルアップを除きます) を利用する会員に対するポイント付与付与されるポイント数は契約回線毎に計算されます。なお、請求書を一括請求等に行っている場合、対象となる回線のご利用に係るポイントは合算されます。
- (2)KDDI 電話・ネット等サービスのうち、マイライン、ADSL one および au one net (ADSL・ダイヤルアップのみ) を利用する会員に対するポイント付与付与されるポイント数は請求単位毎に計算されます。なお、請求書を一括請求等に行っている場合、対象となる回線のご利用に係るポイントは合算されません。
- 2.2.会員が保有できるポイント数に上限はありません。

3. ポイント付与の取消

当社または第三者のシステムの障害等、会員による不正、その他当社が別途定める取消基準に該当した場合は、当社は、会員に付与したポイントを取り消すことができるものとします。

4. ポイントの有効期間

- 4.1.ポイントの利用が可能となる日から、当該ポイントが失効する日までの期間(以下「有効期間」といいます)は、付与されるポイントごとに、当社または当社とポイント付与に係る協業をしている会社が運営するサービスの Web サイト等で通知します。ただし、特段の通知がない場合、当該ポイントの有効期間は、当該ポイントが付与された月から数えて 48 か月経過後の月末までとします。
- 4.2.本項 4.1 の規定にかかわらず、2013 年 5 月 31 日以前に会員に付与されたポイントの有効期間の満了日は、2017 年 6 月 30 日とします。
- 4.3.有効期間を満了したポイントは自動的に失効します。当社は、失効したポイントに対して何らの補償も行いません。

5. ポイントの照会

会員は、当社所定のホームページ、音声情報サービスまたは当社のカスタマサービスセンターへ問い合わせることにより、自己が保有しているポイント数を照会することができます。

6. ポイントの譲渡等

- 6.1.会員が au 通信サービスもしくは KDDI 電話・ネット等サービスに係る回線の利用権または電気サービスに係る契約上の地位を第三者に譲渡または承継した場合で、会員が以下のいずれにも該当しない場合、会員が保有するポイントについても当該第三者に移行することとします。ただし、会員のポイントの利用履歴は移行されません。
- (1)第 5 条第 1 項で定める条件に該当する場合
- (2)請求書を一括請求等に行っている場合
- 6.2.会員は、本項 6.1 に定める以外に、ポイントおよび本プログラムに係る権利を、第三者に譲渡、貸与、質入れし、または担保に供することはできません。
- 6.3.ポイントの請求分離時の移行等
一括請求等を行っているポイント換算対象サービスに係る回線を単独請求等に変更する場合、当社所定の方法によりポイントを移行することが可能です。ただし、会員のポイントの利用履歴は移行されません。

第 4 条 (ポイント利用)

1. ポイントの利用単位

会員は、別途当社の定める利用単位にてポイントを利用することができます。

2. ポイントの利用対象

- 2.1.会員は、以下に定める代金、特典商品との交換等に対してポイントを利用することができます。この場合の詳細の条件（ポイントの換算率に関する条件、利用できる会員の条件、利用できるポイントの条件、利用できる店舗・サービス・サイト等に関する条件、当社が別途 au ポイントプログラム利用規約に基づいて提供する WALLET ポイントまたは Ponta ポイントまたはと株式会社ロイヤリティ マーケティングが提供する共通ポイント Ponta ポイントの併用条件（併用の可否、充当順位等）、等）については、ポイント利用時に表示される画面、当社所定のホームページ、その他当社が定める方法で提示される条件によるものとします。なお、会員は、一旦行ったポイントの利用の申込を撤回することはできないものとします。
 - au 携帯電話の機器代金
 - 故障時の有償修理代金
 - 電池パック、共通 AC アダプタ等の購入代金
 - フルサポート解除料

- au かんたん決済利用代金
 - 別途当社が定める提携ポイントへの交換
 - その他、別途当社が定める商品、サービス等
- 2.2.法人契約の会員は、au 携帯電話の機器代金、故障時の有償修理代金、電池パック、共通 AC アダプタ等の購入代金に対して、別途当社の定める条件（ポイントの換算率、利用可能な場所、利用可能な会員の条件等）のもと、ポイントを利用することができます。
3. ポイントの利用申込
- 会員は、au ショップ等の窓口その他当社の別途定める方法および条件に従って、ポイントの利用を当社に申し込むものとします。
4. 特典商品等
- 当社は、会員がポイントを利用して得た物品・サービス等に対して、如何なる責任も負わないものとします。
5. ポイント利用申込後の会員資格喪失による当選の無効化
- 特典商品の発送前に、会員が会員資格を失った場合には、当社は当該特典商品または当選品を会員にお届けすることができず、会員による特典商品との交換が無効になる場合があります。
6. ポイントを利用した取引のキャンセル時の取扱い
- 当社は、会員の責に帰すべき事由によらざる事由により、ポイントを利用した取引がキャンセルになった場合、利用したポイントについて、当該取引の相手方が会員に補償等を行ったときを除き、当社の別途定める方法によりポイントを会員に返還し（ただし、当社が別途発行する WALLEET ポイントに交換した上で返還する場合も含みます）、ポイントに相当する額を現金にて返金し、または別の商品に交換する等の対処を行うことがあります。
7. au サービス会員のポイント利用に関する取扱い
- 7.1.法人契約の会員は、会員と同一名義で新たに当社サービス等の申込を行った際、当該申込において、会員の契約回線の属する一括請求（既に会員が一括請求となっている場合に限り、一括請求への追加の申出をした場合、当該会員の契約回線に係るポイントを新規加入回線に係る au 携帯電話の機器代金に利用することができます。ただし、かかるポイントの利用は、当該申込時と同時の利用を条件とします。
- 7.2.フルサポート解除料へのポイント利用は、フルサポート解除料発生時に自動的に行われることとします。

8. ポイントの停止について

会員が当社に対する料金等の支払いを遅延していることが判明した場合等、当社の判断で、会員によるポイント利用を停止することがあります。

9. Ponta ポイントへの交換

- 9.1.会員は、当社所定の WEB ページから申込みすることで、同一請求グループ内の au ID に対して Ponta ポイントに交換することができます。交換レートは、au ポイント 1.2 ポイントあたり Ponta ポイント 1 ポイントとなり、有効期間は引き継がれるものとします。
- 9.2.交換後のキャンセルはできません。
- 9.3.会員が未成年の場合は、お申込みができません。

第 5 条（「KDDI まとめて請求」利用時の取扱い）

1. 適用対象

当社は、会員が次の全てに該当する場合、当該会員のポイントを次項以下の定めに従い取り扱うものとします。

- (1)au サービス会員であること
- (2)KDDI 電話・ネット等会員または au でんき会員であること
- (3)「KDDI まとめて請求」を利用していること

2. アカウント

- 2.1.当社は、前項に該当する会員に対して新たに 1 のアカウント（以下「本件アカウント」といいます）を設定します。
- 2.2.本件アカウント設定時に会員が保有するポイントは、合算のうえ本件アカウントに移行するものとします。
- 2.3.本件アカウント設定後に当社が付与するポイントは、本件アカウントのみに加算されるものとします。
- 2.4.本項 2.2 又は 2.3 に基づくポイントの移行・加算が行われても、ポイント数の変更・調整等や有効期間の変更等はありません。
- 2.5.本件アカウントに一旦移行・加算されたポイントは、当該ポイントが au サービス会員に対して付与されたポイントからの移行・加算であったか、KDDI 電話・ネット等会員または au でんき等会員に対して付与されたポイントからの移行・加算であったかにかかわらず同一のものとして本件アカウントにおい

て区別なく管理されるものとし、本規約で別段の定めがある場合を除き、いかなる場合も、au サービス会員に対するポイントまたはKDDI 電話・ネット等会員もしくはau でんき等会員に対するポイントに復さないものとします。

3. 退会時等の場合の措置

- 3.1.会員が本条第 1 項に定める要件を満たさなくなった場合の措置は、次のとおりとします。
- (1)本条第 1 項で定める(1)および(2)の要件のいずれも満たさなくなった場合は、本件アカウントは廃止され、本件アカウントの全てのポイントは失効します。
- (2)本条第 1 項で定める(1)および(2)の要件のうちいずれか一方を満たさなくなった場合であっても、本件アカウントおよび本件アカウントのポイントは有効に存続します。
- (3)本条第 1 項で定める(3)の要件のみ満たさなくなった場合であっても、本件アカウントおよび本件アカウントのポイントは有効に存続します。
- 3.2.本項 3.1(2)または(3)により本件アカウントおよび本件アカウントのポイントが有効に存続している場合であっても、第 8 条(3)に基づく会員の資格の喪失があった場合は、本件アカウントは廃止され、本件アカウントの全てのポイントは失効するものとします。

第 6 条（入会金、年会費）

本プログラムの入会金や年会費は無料とします。

第 7 条（会員情報の取り扱い）

1. 当社は、本プログラムの提供にあたり取得した会員の情報（以下「会員情報」といいます）については、当社の定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱うものとします。
2. 当社は、前項に定めるほか、会員情報を会員に対するターゲティング広告の配信等のために利用することができるものとします。
3. 当社は、会員情報を個人が特定できない形式に加工した上で、第三者に提供することができるものとします。

第 8 条（会員の資格の喪失）

会員が以下のいずれかに該当する場合、会員資格を失います。また、会員が会員資格を失った場合、その時点で会員が保有していたポイントは全て失効するものとします。ただし、会員が請求書を一括請求等に行っている

場合は、当該請求の対象となる会員の全てが会員資格を失った時点でポイントが失効するものとし、また、会員が第5条第1項で定める条件に該当する場合は、第5条第3項に従うものとし、

1. au サービス会員の資格を失った場合
2. KDDI 電話・ネット等会員の資格を失った場合
3. au でんき等会員の資格を失った場合
4. その他、次の事由のいずれかに該当する場合
 - 入会時に虚偽の内容を申告した場合
 - au 通信サービス、KDDI 電話・ネット等サービスおよび電気サービスの料金の支払を、支払期限までに行わなかった場合
 - 本規定等に違反した場合等、当社が会員として不適格であると判断した場合

第9条（本プログラムの変更および終了等）

1. 当社は、必要と認めるときには、当社の指定する Web サイトに掲載することにより、本プログラムの内容または本プログラム提供条件を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本プログラム提供条件を適用するものとし、
2. 本プログラムは当社の都合により、一部またはすべてを停止または終了することがあります。
3. 当社は、本規約の変更が合理的に必要となった場合、本規約を変更することができます。この場合、本プログラムの内容または本プログラム提供条件は、変更後の本規約によります。なお、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、当社所定の Web サイト等において周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

第10条（法令に規定する事項）

本プログラムの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第11条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

附則：本規約は 2014 年 9 月 16 日から実施します。

附則：本規約は 2016 年 4 月 1 日から実施します。

附則：本規約は 2020 年 3 月 3 日から実施します。

附則：本規約は 2020 年 5 月 21 日から実施します。